

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 5 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2016

課題番号：24530528

研究課題名(和文)大規模小売店舗法のもとでの自治体規制に関する研究

研究課題名(英文)A study of local store regulations based on the large store law

研究代表者

川野 訓志 (KAWANO, Satoshi)

専修大学・商学部・教授

研究者番号：20244460

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：大規模小売店舗法の頃には地方自治体により出店規制が実施されていた。明らかとなったのは以下の点である。

(1)大店立地法になっても規制を実施した地方自治体は、大店法の頃にも規制しており、地域的な偏りがある。(2)同一レベルの自治体の水平的関係では特定自治体の規制が他の自治体の規制を誘発している。(3)政府と地方自治体の関係では1979年の法改正は規制取りやめにつながったが、本改正は各地で自治体の独自規制対策の意味をもっていた。(4)都道府県と市町村では県が規制すると市町は規制しなくなり、市町が先に制定すると県は制定に動かざるを得なくなる。(5)地方議会は規制に積極的に行政組織は出店規制を避けた。

研究成果の概要(英文)：Many local governments regulated stores from 1970s to 1990s in Japan. This research clarifies the local regulations about the large store law as follows;

1.The local government which regulates stores based on the large store location law has often regulated stores based on the large store law. 2.In the horizontal relation among same level governments ,among cities or among prefectures, store regulation of a local government had other governments regulate stores. 3.In the vertical relation between central government and local governments, the amendment of the large store law invalidated local regulations, although local regulations had made the government amend the law. 4.In the relation between vertical local governments , prefecture and city, a prefecture has regulated, a city within area has not regulated. A city has regulated stores, it has obliged the prefecture to regulate stores. 5.A local assembly tended to regulate stores, but a local administrative organ avoided a regulation.

研究分野：商業政策

キーワード：大規模店 中規模店 出店規制 地方自治体 条例 要綱

1. 研究開始当初の背景

大規模小売店舗法が施行されていた1970-1990年代には、地方自治体による出店規制が盛んにおこなわれていたことが知られているが、まとまった研究は行われておらず断片的な紹介にとどまっていた。

この時期に大規模小売業者が出店をする際に直面した困難を考えると、大規模小売店舗法のみならずこうした地方自治体による独自規制の実態も解明する必要がある。というのも、こうした地方独自の規制が法律を補完していたのであり、自治体規制の実情が分からないということは日本の出店規制を考える上で重大な欠落となっているからである。

こうした規制は全国にわたって存在し各地で様々な形をとって実施されていたことから全体像が把握しづらいということも余り知られていない理由となる。

また近年になって、大規模小売店舗立地法の下で、新たな出店規制を制定する自治体が増える傾向にある。こうした規制と当時の規制とでは根拠法の性格が全く異なり根拠法の性格がその規制内容に強く現れている。つまり1970-1990年代は大型店の進出に対して地域の中小小売店を守るという発想が強く出てくるが、2000年以降では大規模店進出による地域の環境や社会への負荷を事前に予測し軽減したいという視点が強くなっている。それでは、同じ自治体による出店規制でも全くこれら両者は異なる規制と言い切つてよいのだろうか。何が受け継がれ、何が受け継がれなかったのかも確認したい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、地方自治体による独自の出店規制の実態を明らかにすることである。

具体的には、こうした地方自治体による独自規制は、なぜ生まれたのか、どのようにして全国に広がっていったのか、規制内容にはどのような特徴があるのか、最終的には当時の地方自治体はこうした規制を通じて各地域でどのような小売環境を整備しようとしていたのかを検討したい。

またこうした独自規制が策定されるということは、当時の大規模小売店舗法の調整方法に何らかの不满を抱く自治体が多かったということである。政府と地方自治体とでは出店規制に求めるものが異なっていたと推測されるため、当時の地方自治体が求めていた出店規制の姿を検討したい。

調査研究にあたっては、特に以下の2点に留意した。

一つは、なぜ地方自治体は出店規制をおこなったのか。そしてそれはなぜ各地に広がっていったのかを明らかにすることである。この作業を通じて、地方自治体にとって出店規制がいかなる意味を持っていたのかを明らかにすることができるからである。近年再び自治体による出店調整がいくつかの自治体

で導入されてきているが、こうした動きを理解するのに役立つものと推察される。

もう一つは、政策主体としての地方自治体組織を検討し、「誰が」政策決定を主導していたのかを明らかにしようとした。自治体による独自規制制定には、地元事業者・商店街の意向が強く反映されているとされてきた。この考え方には一定の妥当性はあるが、それをもって地方自治体が直ちに動くと考えてよいのだろうか。自治体自体の自律性の中でどのように出店規制のような業者間の調整は行われたのか、また自治体も多くの組織同様内部の意思決定には様々な主体、首長、当該部局、地方議会などが関与しており、これら当事者の動きによって、どのような意思決定がなされたのかを明らかにしたい。

3. 研究の方法

全国各地で実施され、それに関する文献資料も少なく、またかなり過去のことであり退職、人事異動、市町村合併等により聞き取り調査等も困難であることから、最初の1年ほどは資料探索方法を模索していた。一つの方法として、各地で刊行されている地方誌から1970年代当時の大型店問題とそれに対する行政的な対応に関する資料収集をおこなったが、地方誌編纂にあたって素材選択が執筆者の関心に強く引きつけられており出店規制といった専門性の高い内容に関心を持たないことが多く、地方自治体によるパラツキが大きいことから、地方誌の利用は参考程度にすることとした。

静岡市、浜松市のヒアリング調査を経て、現行の大規模小売店舗立地法のもとで独自規制をもつ自治体の多くが大規模小売店舗法の頃にも独自規制をおこなっていたことに気づき、現在も独自規制をおこなっている自治体の調査をおこなうことで過去の自治体規制を調査するという方法をとった。また各地の地方紙でも自治体規制の記事が掲載されていることから、情報源として活用した。

その後、都道府県レベルでの規制を検討すると、九州地方では7県中7県全てで独自規制をしかも短期間の内に制定していることが分かり、九州地方での県による出店規制の広がりを、地方紙と県議会会議録を使うことで明らかにしていくことができた。

研究にあたっては、地方自治体自体が2層構造つまり都道府県といった中間自治体と市町村の基礎自治体とに分かれていることに着目した。政府を含めた3層の垂直的政府間関係と中間自治体間・基礎自治体間という水平的政府間関係をフレームとして研究を進めていった。

垂直的関係としては、中間自治体と基礎自治体との関係がポイントになってくる。中間自治体が出店規制に積極的な場合、消極的な場合、さらに基礎自治体が出店規制に積極的な場合と消極的な場合と2つの軸を組み合わせ、4パターンを想定した。

地方自治体の規制に対する姿勢

		基礎自治体	
		積極的	消極的
中間自治体	積極的		
	消極的		

これら4パターンの関係によって、中間自治体と基礎自治体の出店規制に対する姿勢のあり方について考察を進めた。

4. 研究成果

本研究によって明らかになったのは、以下の点である。

(1)2000年以降の大規模小売店舗立地法の時期になっても規制をおこなっていた地方自治体の多くは、それ以前の大規模小売店舗法の時期にも規制を実施しており、このような出店規制地域には偏りが観察される。特に顕著なのは九州であり7県全てで規制をおこなっていた。南関東にも規制県は多いがこれほどではない。

この理由は十分に明らかにはできなかったが、以下の理由が想定される。九州の中心に位置する熊本県で全国初の出店規制条例が成立したこと、その結果隣接する各県では大規模店や中規模店が出店してくる可能性が高まりその対策を各県議会が求めるようになり連鎖的に規制が策定されたこと、九州地方ではエネルギー革命やオイルショックなどの影響により小売業に雇用の場を求めざるを得ない状況であり他地域よりも大型店に対する拒否感が高まっていたことである。

(2)同一レベルの自治体の水平的な関係、例えば県と県、市と市ないしは町村の場合では、特定自治体が規制を実施すると他の自治体にも規制を制定しようという動きが起こり規制波及となる。

これは、近隣で規制がおこなわれるようになれば、規制のない自治体にその分出店がおこなわれる可能性が高まることと、近隣での規制制定の実態が伝達されることで心理的にも技術的にも制定に踏み切りやすくなるためであろう。

自治体間で独自規制に関する様々な情報交換がおこなわれていることはこれを裏付けている。

(3)垂直的な政府間関係の内、政府と地方自治体との関係では、1979年の大規模小売店舗法の改正が貴重な事例となる。

この法改正により、静岡県は要綱制定をせずに済ませることとなり条例第1号の熊本県や佐賀県は条例を要綱に格下げするといった行動をとり、地方自治体による出店規制に

対して批判的であった通商産業省の意図に沿った反応が見られた。ただ、法改正自体は、熊本県をはじめとした多くの市町村が出店規制に踏み切り始めていたという状況を考え合わせれば、地方自治体の独自規制に押される形で政府も改正に踏み切ったということになる。

(4)中間自治体と基礎自治体との関係は、先の「研究の方法」で触れたように複雑になる。

中間自治体と基礎自治体の双方が規制に積極的な場合、少なくとも中間自治体には規制が設けられるであろうし、両者が規制を定める場合、何らかの棲み分けが必要となる。両者が消極的な場合、規制は設けられないであろう。

中間自治体が積極的で基礎自治体が消極的な場合、中間自治体の独自規制に対して特に市町村の方で問題視することはなく、黙認の形をとっている。これに対し、中間自治体が消極的で基礎自治体が積極的な場合には、微妙な関係となる。基礎自治体の方が規制制定に踏み切れれば、早晩中間自治体の方は規制策定に取りかかっている。(静岡県の場合、内容が改正後の大規模小売店舗法と似通っていたため結局制定には至らなかったものの、要綱案は策定していたようである。)

この結果を、制定の前後差として考えた場合、中間自治体が先行して独自規制を実施した場合、基礎自治体は基本的に規制を制定せない。逆に基礎自治体が先に独自規制を敷いた場合、中間自治体にとっては規制制定への大きな圧力として作用している。

(5)こうした地方自治体間における出店規制に対する姿勢の違いは、自治体内部にも存在する。行政組織と地方議会との関係が典型である。

行政組織は基本的に大型店問題に対しては商店街振興等を推進して近代化を進めることで解決されるという方針をもつところが多い。これに対して、地方議会は出店規制とくに強制力のある条例によって解決を図りたいという姿勢が見てとれる。

首長の立場は微妙かつ重要である。行政組織の長としては担当部局と同様の立場をとることが多いが、出店問題の衝撃が大きくなってくると、たとえば佐賀県のように地方議会に近い立場をとる場合も出てくる。

出店問題に関する地方自治体の対応と政府間関係に関して、以上5項目にわたる知見が得られた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

川野訓志、もう一つの中規模店規制 佐賀県における出店規制について、専修商学論

集、査読無、第 104 号、2017、pp.25-38
__川野訓志、地方自治体における出店規制について 熊本県中規模店条例を手がかりとして、専修ビジネスレビュー、査読無、Vol.11 No.1、2016、pp.31-38
__川野訓志、地方自治体による大型店規制に関する一考察 浜松市と静岡市を例として、専修ビジネスレビュー、査読無、Vol.10 No.1、2015、pp.95-104
__川野訓志、静岡県下における大規模小売店舗規制についての一考察、商学研究所報、査読無、第 46 巻第 1 号、2014、pp.1-25

研究者番号：

(4)研究協力者 ()

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

川野 訓志 (KAWANO, Satoshi)
専修大学・商学部・教授
研究者番号：20244460

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()